

### ③省エネ適判手数料（消費税込み）

#### 【省エネ適判】（戸建て住宅）

（単位：円）

申請床面積	業務区分	弊社で確認	他社で確認	性能評価 長期併願
200 m <sup>2</sup> 以下	基本額	33,000	66,000	1,100
200 m <sup>2</sup> 超	基本額	33,000	66,000	1,100
変更手数料		16,500	33,000	1,100
軽微変更証明		3,300	6,600	3,300

※ 当初申請が併願でも、変更時に省エネ適判のみが申請される場合は、弊社で確認のとき 16,500 円、他社で確認のとき 33,000 円となります。

#### 【省エネ適判】（共同建ての住宅）

（単位：円）

申請床面積	業務区分	弊社で確認	他社で確認	性能評価 長期併願
1000 m <sup>2</sup> 以下	基本額	22,000+ 11,000×戸数	44,000+ 22,000×戸数	5,500+ 1,100×戸数

※ 併用住宅の場合は、本表と別表により算出された額の合算とします。

※ 変更の審査手数料は、上記手数料の 50%に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は、上記の 10%とします。

※ 戸数の算定にあたり、間取り、階、外気に接する面が同一の住戸は 1 とみなします。

#### 【省エネ適判】（住宅と非住宅の併用建物）

住宅と非住宅が併用されている建物の場合は、戸建て住宅または共同建ての住宅の手数料として算出された額と、非住宅に係る手数料として算出された額の合計とします。

その際、住宅部分を仕様規定への適合とした場合でも、上表の該当部分を適用します。

#### 【省エネ適判】（非住宅であって省エネ計算対象外室のみの用途）

申請に係る建築物全体が、省エネ計算対象外室のみの用途の場合の審査手数料は、面積に関わらず一律 11,000 円とします。

省エネ計算対象となる用途との併用建築物の場合は、本部分の審査手数料を 11,000 円として加算します。

【省エネ適判】（住宅以外）

（単位：円）

モデル建物法（小規模版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	300㎡以下	22,000×N	22,000×N	22,000×N
モデル建物法（通常版）による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200㎡以下	88,000×N	66,000×N	44,000×N
	200㎡超 500㎡以下	（業務外）	99,000×N	66,000×N
	500㎡超 1000㎡以下	（業務外）	132,000×N	88,000×N
標準入力法による場合				
	用途ごとの床面積	A種	B種	C種
	200㎡以下	176,000×N	132,000×N	88,000×N
	200㎡超 500㎡以下	（業務外）	198,000×N	132,000×N
	500㎡超 1000㎡以下	（業務外）	264,000×N	176,000×N

※ 用途は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令による以下の区分とします。

A種：ホテル等、病院等、集会所等、

B種：事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等

C種：工場等

※ Nは、申請に係るモデルの数による係数であり、モデル数1の時1.0、2の時1.2、3の時1.4、4以上の時1.6とします。

※ 同一モデルをまとめて計算する場合は、モデルの数は1とみなします。

※ 種類の異なる複数用途がある場合は、全てをより左の欄の用途として適用します。

※ 他社で確認申請手続きを行う場合は、上記料金の2倍とします。

※ 変更の審査手数料は、上記手数料の50%に相当する額とし、軽微な変更であって、変更該当証明書の交付が必要なときの審査手数料は、3,300円とします。